

ケーブルテレビによる地上テレビ放送の 再送信に関する意見

平成19年11月8日

(社)日本民間放送連盟

意見の概要

1. 区域外再送信は地上民放事業の根幹を揺るがす
2. 視聴者ニーズも踏まえ、可能な限り協議に努めている
3. 大臣裁定制度は廃止を含めた抜本の見直しを行うべき
4. 違法再送信を早急になくすため、国の適切な措置が必要
5. 日本ケーブルテレビ連盟と問題解決に向けて協議する用意がある
6. 対価徴収(有料化)だけでは、区域外再送信問題は解決できない

1. 区域外再送信は地上民放事業の根幹を揺るがす

- 区域外再送信は、地域免許制度と矛盾する。行き過ぎた場合には地上民放事業の根幹を揺るがす。
- 民放事業者が各地域で1日24時間・1年365日の取材・制作体制を維持するためには、各局の経営の安定が不可欠。また、各局の経営安定があつて初めて、地上民放テレビの全国ネットワークが成立し、全国レベルで視聴者・国民の「知る権利」に応え、必要な情報を伝え続けることが可能。
- 区域外再送信は、再送信先の民放事業者の視聴率に打撃を与える。今後、区域外再送信がさらに継続・拡大される場合、民放事業者の経営を脅かすことになる。
- 地上民放事業者は総額1兆円を超えるデジタル化投資を行い、2011年のデジタル完全移行に全力を挙げている。区域外再送信の蔓延は、国策として進められているデジタル完全移行に悪影響を与える。
- こうした事情を踏まえ、区域外再送信問題の解決にあたっては、再送信先の民放事業者の意見を最大限に尊重すべき。

2. 視聴者ニーズも踏まえ、可能な限り協議に努めている

- 地上テレビ放送は基幹放送であり、視聴者には、災害放送、地域情報、政見放送等を含め、当該地域の放送を何よりも視聴していただきたい。
- ケーブルテレビの視聴者は、限られた数の有料“加入者”である。ケーブルテレビの世帯普及率は全国平均で約40%であり、“視聴者・国民”の全体を指すものではない。
- 民放事業者は、平成19年3月の民放連「理事会」決定を踏まえ、各地域のケーブルテレビ事業者と協議を進め、可能な限り区域外再送信問題の解決に努めている。
- デジタル放送の区域外再送信について“民民”で解決している事例として、徳島県、佐賀県(民放1波地域)、山梨県(民放2波地域)等が挙げられる。
- なお、これまでケーブルテレビでアナログ放送の区域外再送信を視聴してきた加入者についても、その局と同系列の局が当該地域に開局していれば、区域外再送信が視聴できなくなっても、大きな不利益は発生しない。

3. 大臣裁定制度は廃止を含めた抜本的見直しを行うべき

< 理由1 > 地域免許制度の形骸化

- 民放事業者に区域外再送信への同意を強制する「総務大臣の裁定」制度は、放送法・電波法の地域免許制度や放送普及基本計画と明らかに矛盾。
- 「昭和61年5基準」は、ケーブルテレビ事業者が大臣裁定を申請するための資格要件であって、大臣裁定の判断基準とすることは適切ではない。
- 多元性・多様性・地域性という放送制度の根幹の一つである「地域性」を無視している。
- 現行の有線テレビジョン放送法の解釈では、隣接地域に限らず、遠隔地域間(例えば、北海道や沖縄県への在京キー局波)であっても、大臣裁定により区域外再送信を受けることが可能となる。

有線テレビジョン放送法改正により大臣裁定制度が導入された昭和61年の国会審議で示された5つの判断基準

- 放送番組が放送事業者の意図に反して、一部カットして放送される場合
- 放送事業者の意図に反して、番組が異時再送信される場合
- 再送信のチャンネルが別の番組に使われて混乱を起こす場合
- ケーブルテレビ事業者としての適格性に問題がある場合
- ケーブルテレビの技術レベルに問題がある場合

< 理由2 > 立法事実の消滅

- 大臣裁定制度は、ケーブルテレビ産業が極めて零細であった時代の育成策として導入された“非対称規制”と考えられるが、その後のケーブルテレビ事業の飛躍的な発展により、そうした立法事実は消滅している。

< 理由3 > 著作権法との不整合

- 有線テレビジョン放送法による「同意」と著作権法による「許諾」はまったく別の権利である。このため、「財産権は、これを侵してはならない」とする憲法29条との整合性を保つためには、大臣裁定という行政処分の合理性、必要性が吟味されなければならない。
- そもそも放送番組は、放送事業者の著作権および著作隣接権に加えて、放送事業者以外の者の著作権、著作隣接権、さらに放送に関するスポーツライセンス等、様々な権利の集合体である。権利関係者は国内はもとより、外国にも多数存在している。こうした権利関係の複雑さからしても、国が大臣裁定により再送信同意を強いることには大きな問題がある。

4. 違法再送信を早急になくすため、国の適切な措置が必要

- 有線テレビジョン放送法第13条第2項は「ケーブルテレビ事業者は、放送事業者の同意を得なければ、その放送を再送信してはならない」旨を定め、著作権法第99条第1項は「放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する」と定めている。
したがって、放送事業者の同意や許諾を得ずに無断で行われるケーブルテレビ再送信は「違法再送信」である。
- 平成19年3月8日の参議院予算委員会で「違法再送信」について質疑があり、総務大臣は答弁の中で、全国に310チャンネルもの違法再送信が存在している実態を明らかにした。これは、ケーブルテレビ事業者の企業としてのコンプライアンスや、放送事業者の著作権等を侵害している点で重大な問題である。
- ケーブルテレビ事業の健全な発展のため、ケーブルテレビ事業者は、こうした違法再送信を早急に中止すべきであり、そのために国は適切な措置を行うべき。
- 日本ケーブルテレビ連盟にも状況の把握と是正を要望したが、改善は見られないのが現状である。

5. 日本ケーブルテレビ連盟と問題解決に向けて協議する用意がある

- 地上民放事業者にとってケーブルテレビ事業者は、放送番組を送り届けるための重要なパートナー。今後とも両者の共存共栄を図りたい。
- 民放連は、昨年5月の日本ケーブルテレビ連盟からの要望を受け、区域外再送信問題について“民民”の協議による解決の道を探ってきた。本年3月以降、ケーブルテレビ事業者からの「大臣裁定」申請が相次いでいるため、協議は中断しているが、再開し、発展させる用意がある。
- 考慮する点としては、例えば、「民放3波以下の地域への配慮」「地理的・文化的・経済的な一体性」「再送信先の民放事業者の考え方の確認」等が考えられる。その際、違法再送信は一掃されるべきである。

6. 対価徴収(有料化)だけでは、区域外再送信問題は解決できない

- 放送事業者の著作権、著作隣接権は許諾権。ケーブルテレビ事業者が対価を支払えば、再送信が可能になるというものではない。
- 通常、同意契約書の中で、「放送番組に含まれる著作権等の権利処理の責任はケーブルテレビ事業者にある」ことを明記し、「放送事業者自身の著作権、著作隣接権等については、対価徴収の権利行使を当面留保する」旨、伝えている。
- 民放事業者の判断で、契約更改時から対価徴収は可能。しかし、ケーブルテレビは、これまで地上テレビ放送を補完するメディアと考えてきたため、民放事業者は、実際の対価請求を差し控えている。
- 地域免許制度を前提に、地上テレビ放送とケーブルテレビとが秩序ある発展を目指すことが重要であり、再送信の有料化が区域外再送信問題の解決策とは考えていない。